

財産の取得について（I C タグ対応図書館システム機器）

下記のとおり財産の取得をするため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 9 日提出

富田林市長 吉 村 善 美

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得する財産 | I C タグ対応図書館システム機器一式 |
| 2 | 契約の方法 | 公募型プロポーザル方式による随意契約 |
| 3 | 取得価格 | 2 7, 4 2 1 千円 |
| 4 | 契約の相手方 | 東京都港区三田 3－5－1 9
京セラコミュニケーションシステム株式会社
東京オフィス
I C T 事業本部長 牧田 真実 |